



お問合わせ
 社会教育課 図書プラザ
 ☎ 45・7777

今月の一冊



『不思議がいっぱい！日本昔ばなしの旅』
 島尾 真 著 / 出版 実業之日本社
 桃太郎や金太郎のように幅広く親しまれているおとぎばなしや、能や歌舞伎などに取り上げられて有名になった民話・伝説を中心に、全国各地に伝わる昔ばなしを30話選び、その伝承地に残るゆかりの神社や寺、墓、塚、石碑などを紹介しています。

アニマル号 (移動図書館車) 運行日程 《3月分》

9日	10:10 ~ 10:30	朝日小学校
	10:40 ~ 10:50	朝日保育所
11日	10:10 ~ 10:30	朝日小学校
12日	10:20 ~ 10:30	美宇保育所
	10:45 ~ 11:00	太陽郵便局
	16:00 ~ 16:30	新冠保育所
16日	10:10 ~ 10:30	朝日小学校
	11:00 ~ 11:20	おうるの郷
26日	16:00 ~ 16:30	新冠保育所

●図書プラザイベントカレンダー

日時	事業名	場所
3月27日(土) 13:30~	びっくり箱のおはなし会	図書プラザ おはなしのへや

日高朗読会「あ・うん」のおはなしサロンが開催されました

日高管内の小中学校、高等学校、福祉施設などで朗読や読み聞かせの活動を行っている日高朗読会「あ・うん」(岡元好子代表)の成人向けの朗読会がレ・コード館の和室で開催されました。

今回のおはなしサロンでは、「生誕100周年の作家選」と題して松本清張や太宰治の作品が朗読され、



当日会場を訪れた20名余りの方々は、感情込めて語られる物語に耳を傾けておりました。

「新着ガイド」

自分の居場所をつくる心理学 龍馬伝 免疫力を高める生き方 新しい酪農技術の基礎と実践 実技編 一歩を越える勇氣 白鳳「山」を越える男 きままな娘わがままな母 まねき通り十二景 私の家では何も起こらない ブラック・ローズ 花世の立春 親鸞 上、下 落差 上、下 はしれはしごしゃ じゅうりょくってなぞだ! 少女チャングムの夢	加藤 諦三 日本放送出版協会 新谷 弘美 酪農ヘルパー 栗城 史多 熊ヶ谷 誠志 藤堂 志津子 山本 一力 恩田 陸 新堂 冬樹 平岩 弓枝 五木 寛之 松本 清張 間瀬 なおたか エドワード・ミラー 藤田 晋一
--	---

もうご覧になりましたか？ 新冠のあんなことこんなこと…

図書プラザでは、平成21年度に発行・刊行された新冠町にまつわる本や冊子、記念誌、DVDなどを集めたコーナーを設置しました。ご近所のお知り合いの作品や見逃してしまったあのシーンなどもご覧いただけるかも知れません。ぜひ図書プラザへご来館下さい。

形態	タイトル	著者名・発行者名
ビデオ・DVD	とことん！ふるさとステージ 新冠町	NHK 室蘭放送局
ビデオ・DVD	市民劇団どこーれ新冠 第12回定期公演「おお！はっぴいで〜」	市民劇団どこーれ新冠
DVD	新冠町少年国内研修交流事業 平成21年度	新冠町教育委員会
本	文芸にいかっぴ 第27号	新冠町文芸協会
冊子	新冠町体育協会 創立50周年記念誌「回航」	新冠町体育協会
冊子	此のみち 此のみち短歌サークル設立10周年記念	此のみち短歌サークル
冊子	にいかっぴピーマン料理レシピ集	新冠町地域担い手育成総合支援
冊子	農水新冠賞/森みつ少年少女文芸賞 平成21年度	新冠町教育委員会

※DVDは、館内でのみ視聴できます。

後期高齢者医療制度のお知らせ

ー 保険料率が変わりますー

加入者(被保険者)の方にお支払いいただく保険料は、2年ごとに保険料率を決めることとなっております。平成22・23年度の保険料率が、広域連合の議会において決まりましたので、お知らせします。

均等割 (加入者が等しく負担)	平成20・21年度 (年間)	43,143円	▶	平成22・23年度 (年間)	44,192円	【1,049円増】
						【0.65ポイント増】
所得割 (加入者の所得に応じて負担)	平成20・21年度	9.63%	▶	平成22・23年度	10.28%	【0.65ポイント増】

保険料の計算方法 (平成22年度)

保険料は、全ての加入者(被保険者)の方にかかります。

保険料額は、加入者(被保険者)が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。世帯主や加入者(被保険者)の所得に応じて、保険料の軽減があります。※この保険料率に基づく平成22年度の保険料額は、7月に「保険料額決定通知書」により個別に通知します。

$$\begin{matrix} \text{均等割} \\ \text{【1人当たりの額】} \\ 44,192円 \end{matrix} + \begin{matrix} \text{所得割} \\ \text{【本人の所得に応じた額】} \\ \text{(平成21年中の所得-33万円)×10.28\%} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{1年間の保険料} \\ \text{(100円未満切捨て)} \\ \text{(限度額50万円)} \end{matrix}$$

保険料の軽減について

- (1) 均等割の軽減 ~ 所得に応じて、均等割44,192円が以下のとおり軽減となります。
 (軽減は、世帯の加入者全員と世帯主の所得の合計で判定します。加入者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。)

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	平成21年度 均等割額	平成22年度 均等割額	比較
33万円かつ加入者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない	9割軽減	4,300円	4,400円	100円増
33万円	8.5割軽減	6,300円	6,600円	300円増
33万円+(24万5千円×世帯主以外の加入者数) ●単身世帯の方は該当しません。	5割軽減	21,500円	22,000円	500円増
33万円+(35万円×世帯の加入者数)	2割軽減	34,500円	35,300円	800円増

※保険料の計算は、均等割額と所得割額を合算後に、100円未満を切り捨てます。

- (2) 所得割の軽減 ~ 加入者個人の所得で判定します。
 前年の所得から33万円を引いた額が58万円以下の方は、所得割が5割軽減となります。
- (3) 被用者保険の被扶養者であった方の保険料の軽減
 この制度に加入したときに、被用者保険の被扶養者だった方は、所得割はかからず均等割が9割軽減となります。

※被用者保険とは・・・
 全国健康保険協会管掌健康保険や組合管掌健康保険、共済組合など、いわゆるサラリーマンの健康保険のことです。市町村の国民健康保険や国民健康保険組合は、含まれません。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合
 新冠町役場町民福祉課保健福祉グループ

☎ 011・290・5601
 ☎ 47・2113